

件名	愛媛県屋外広告物条例及び愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例
主管課	都市計画課、循環型社会推進課
根拠法令等	民法等の一部を改正する法律（平成23年6月3日公布、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>民法の一部改正により未成年後見人に法人を選任することができるようになったことに伴い、屋外広告物法・浄化槽法の一部が改正されたことから、関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>1 愛媛県屋外広告物条例の一部改正</p> <p>(1) 屋外広告業の登録申請者が未成年者である場合に、申請書の記載事項にその法定代理人が法人である場合の記載事項（商号又は名称及び住所並びに代表者及び役員の氏名）を整備</p> <p>(2) 屋外広告業の登録の要件として、登録申請者が未成年者でその法定代理人が法人である場合に、その役員のうちに欠格要件に該当する者がいないことを追加</p> <p>2 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正</p> <p>(1) 浄化槽保守点検業の登録の要件として、登録申請者が未成年者でその法定代理人が法人である場合に、その役員のうちに欠格要件に該当する者がいないことを追加</p>	
施行日	民法等の一部を改正する法律の施行の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 民法等の一部を改正する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正の趣旨 <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護するため、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うもの ・親権の喪失制度等の見直し <ul style="list-style-type: none"> 2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度の新設 ・未成年後見制度等の見直し <ul style="list-style-type: none"> 法人又は複数の未成年後見人の許容 <p>2 愛媛県屋外広告物条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物 <ul style="list-style-type: none"> 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの ・屋外広告業 <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業 ・本県の登録業者数 <ul style="list-style-type: none"> 277業者（平成23年11月30日現在） 未成年者の登録実績なし <p>3 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽 <ul style="list-style-type: none"> 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑廃水を処理し、下水道以外に放流するための設備又は施設 ・浄化槽保守点検業者 <ul style="list-style-type: none"> 条例の規定による登録を受けて浄化槽の保守点検業を営む者 ・本県の登録業者数 <ul style="list-style-type: none"> 236業者（平成23年10月14日現在） 未成年者の登録実績なし 	